

2026年5月29日

治療上必要となった場合の医薬品等の適応外使用について

当院において、対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることは一切ございません。

この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

実施内容	ラモトリギン錠による視神経脊髄炎の加療
対象者	視神経脊髄炎の患者
承認日	2026年5月29日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【目的】 視神経脊髄炎の加療においてラモトリギンを使用する場合があります。ラモトリギンは視神経脊髄炎そのものを治したり、再発を防いだりする薬ではありません。しびれやピリピリ感など、神経の症状が少しでも楽になることを期待して使用します。</p> <p>【想定される不利益と対策】 ラモトリギン錠の服用中に、重篤な皮膚障害（広範囲にわたり赤くなり、やけどのような水ぶくれ、皮膚のはがれ、ただれなどが全身に広がる）が現れることがあります。副作用が疑われた場合には早期に受診してください。</p>
お問い合わせ先	国立精神・神経医療研究センター 脳神経内科 代表 042-341-2711